

(4) 今後の取扱いは、以下のとおりである。

- ① 申請意思を確認しないまま承認手続をした不適正処理類型(1)の被保険者は、もともと不在がちで接触が難しい方々であるので、訪問しても接触できない方も多く、進捗率は高くない。

平成17年度分の免除等の申請期限は、平成18年7月末まで(別添1参照)であるので、手続期間を特例として10月末まで延長して、承認が無効となった方には、引き続き、申請書の提出の意思があるかどうかの確認を進める。ただし、時間帯を変えて複数回の戸別訪問及び電話を行っても、意思の確認ができない場合には、文書により無効であることの通知を行う。

- ② 電話等により意思確認をした不適正処理類型(2)の処理を行った被保険者は、申請意思が確認できていることから、本人の自署又は記名押印による申請書が現時点で未提出であっても、申請取消の意思が明確となった方を除き、承認を取り消すことはせず、平成18年8月以降であっても、一定期間は、当初の代筆した申請書の申請日での自署又は記名押印による申請書の提出をお願いしていく。

## II その他の事案についての調査結果

### 1. 事案の概要及び件数

- (1) 国民年金保険料の免除等に係るその他の不適正な事務処理や、納付率引上げのためと疑われるその他の不適正な事務処理について調査を行った結果は、以下のとおりである。

不適正処理の内容	事務所数、事務局数、件数	事務手続上の問題点及び対応
(A) 資格喪失事由が無いにもかかわらず資格喪失処理を行ったもの	4事務局 4事務所 3,108件	・国民年金法に反する行為であり、無効 ・処理を取消
(B) 法律で規定された範囲を超えて遡及免除を行ったもの	12事務局 37事務所 34,063件	・国民年金法の適用を誤った行為
(C) 職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印したもの (第2次調査報告書の事案A)	2事務局 2事務所 43件	・件数は、類型(1)又は(2)に含まれている案件であり、事務手続上の問題点及び対応は、これらと同じ

<p>(D) 全額免除、半額免除又は若年者猶予の申請書の提出があった者に対し、申請書に記載された希望項目以外の処理をしたものであって、電話等で申請者の申請意思を確認した旨の記録が残されていないもの (第2次調査報告書の事案B)</p>	<p>28事務局 99事務所 15, 550件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書の審査希望項目の補正を行う上での不備があった事案</li> <li>・改めて申請者個人に意思確認をした上で、異なる取扱いを希望する方には、承認内容を修正</li> </ul> <p>※半額免除の希望を全額免除又は若年者納付猶予とした場合を除き、申請者の申請意思は推察される。</p>
<p>うち、半額免除の希望でありながら、全額免除又は若年者納付猶予としたもの</p>	<p>20事務局 89事務所 743件</p>	
<p>(E) 前年度に免除となっていた外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、帰国により資格喪失するまでの期間を、申請書なしに免除の処理をしたもの (第2次調査報告書の事案C)</p>	<p>4事務局 5事務所 138件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金法に反する行為であり、無効</li> <li>・既に取消処理を行った</li> </ul>
<p>(F) 個々人の申請意思を確認しないまま半額免除の承認手続を行ったもの</p>	<p>5事務局 6事務所 833件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金法に反する行為であり、無効</li> <li>・既に取消処理を行った</li> </ul>
<p>(G) 電話等により、個々人の申請意思を確認して、半額免除の承認手続を行ったもの</p>	<p>14事務局 30事務所 1, 218件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金法施行規則に定める手続に違反</li> <li>・改めて申請書を提出していただく</li> </ul>
<p>(H) 学生納付特例において、申請者が学生であることの確認を行っていないことが明らかであるもの</p>	<p>8事務局 17事務所 905件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金法施行規則に定める手続に違反</li> <li>・改めて確認を行い、学生でなければ処理を取消</li> </ul>
<p>(I) 不在者登録処理を行う必要のない者に対して納付率引上げのために不在者登録処理を行ったもの</p>	<p>30事務局 132事務所 104, 777件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適正な事務処理</li> <li>・処理を取消</li> </ul>
<p>(J) 免除等申請に係る所得基準の審査を誤ったもの</p>	<p>37事務局 200事務所 2, 261件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な事務処理誤り</li> <li>・処理を変更</li> <li>・今後、事故防止のため、OCR処理のみで行うことを徹底する。</li> </ul>

(2) これらの不適正な事務処理の事案については、対象となった方に個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、事案に応じて、改めて申請書の提出をしていただく等の適切な対応を行う。

(3) このほか、国民年金保険料の徴収権が時効消滅している期間に係る保険料を収納し、又は納付記録を追加した事例について、現在、オンライン通信履歴の記録等をもとに、調査を行っているところである。

なお、平成17年7月に東京事務局の管内の1事務所及び平成18年1月に愛知事務局の管内の1事務所において、それぞれ国民年金推進員が架空の免除申請書を作成した事例が判明しているが、これらは、今回の一連の事案と異なり、当該国民年金推進員個人により行われたものである。

## 2. 事案の内容の詳細

### (A) 不適正な資格喪失処理

国民年金法第9条では、被保険者が、①死亡したとき、②日本国内に住所を有しなくなったとき、③60歳に達したとき、等に被保険者の資格を喪失すると定めている。

今般、この事由以外に、今後保険料を納付しても年金受給権が発生しない長期未納者等に、これ以上の保険料の督促をしないためなどとして、法律に規定する事由が無いにもかかわらず、資格喪失処理を行ったものが判明した。

4事務局の4事務所で3,108件が行われたが、このうち、3事務所では事務所長も承知していた。なお、いずれも事務局長は承知していなかった。

### (B) 不適正な遡及免除

従来、申請日の属する月の前月以降の月分について、免除が承認される仕組みであったものが、平成17年4月の制度改正以降は、申請日の属する月の前の7月まで遡ることができることとなった。

しかしながら、法律の施行が平成17年4月であることから、平成17年5月以降に申請日があるものについては、平成17年4月までしか遡及できないところ、一部の事務局・事務所では、入力処理を行う際に、申請年月日を被保険者から申請を受け付けた年月より前の年月で入力処理をすることにより、法律の適用を誤って、平成17年3月以前に遡って承認していた。

12事務局の37事務所で34,063件が行われたが、このうち、17事務所では事務所長も承知していた。また、2事務局では事務局長も承知しており、事務局が事務所に対して誤った指導をしていた。

### (C) 職員による押印

不適正処理類型(1)又は(2)の処理が行われた際に、職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたものがあった。

2事務局の2事務所(高崎事務所(群馬)及び宇和島事務所(愛媛))で合計43件発生したが、担当課長又は担当者が行ったものである。

(D) 希望項目以外の処理をしたもの

免除等の申請書は、全額免除、半額免除、若年者納付猶予のうち審査を希望する項目に○印を付ける様式であり、

- ・通常、全額免除を希望しているのであれば、全額を払えないという意味であることから、全額免除の審査基準に該当しない場合には、半額免除や若年者納付猶予を希望しないとは考えられず、
- ・また、若年者納付猶予を希望しているのであれば、今は払えないという意味であることから、若年者納付猶予の審査基準に該当しない場合には、全額免除や半額免除を希望しないとは考えられず（全額免除や半額免除でも、若年者納付猶予と同様に10年間追納できる。）、

従って、本来は、電話等で本人の意思を確認しておくべきであり、申請書の審査希望項目の補正を行う上での不備があった事案であるが、本人の申請意思が推察されるものである。

ただし、半額免除のみの申請にもかかわらず、全額免除や若年者納付猶予の処理を行った場合は、

- ・納付率対策として処理したと考えられること
- ・保険料の半額は納付したいという本人の希望であり、必ずしも全額免除や若年者納付猶予の意思が推察されないこと

から、不適正処理である。

なお、平成18年7月からは、希望する項目に○印を付ける方式から、希望しない項目を×印等で抹消する方式の様式に改めたことから、今後は、このような不備は生じない。

本人の意思が推察されない不適正処理は、20事務局の89事務所で743件が行われたが、このうち、21事務所では事務所長も承知していた。なお、いずれも事務局長は承知していなかった。

(E) 帰国した外国人の不適正な免除処理

前年度に免除となっていた外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、帰国により資格喪失するまでの期間を、申請書なしに免除の処理をしたものが発生した。

4事務局の5事務所で138件が発生したが、このうち、1事務所では事務所長も承知していた。なお、いずれも事務局長は承知していなかった。

(F) (G) 不適正な半額免除

それぞれ不適正処理類型(1)又は(2)と同様のものを半額免除について行ったものである。

ただし、半額免除は、納付率の分母から除かれなため、不適正な分母対策として行われたものではなく、不適正処理類型(1)又は(2)を行う過程で、併せて発生したものである。

## (H) 不適正な学生納付特例

学生納付特例の申請に当たっては、国民年金法施行規則第77条の4第2項に規定する書類（申請者が学生であることを明らかにすることができる書類）等を添えて申請書を市町村又は社会保険事務所の窓口に出すこととされているが、学生寮に入寮しているというだけで承認したものなど、申請者が学生であることの確認を行っていないことが明らかなものがあることが判明した。

8事務局の17事務所で905件が行われたが、このうち、13事務所では事務所長も承知していた。また、2事務局では事務局長も承知していた。

## (I) 不適正な不在者登録処理

不在者登録処理とは、国民年金の1号又は3号被保険者であって、「住民基本台帳法第34条に規定する調査等により市区町村の職権で住民票が消除された者」及び「住所異動に際し、転出届を提出したが3ヶ月を経過しても転入届を出さなかった者」について、不在被保険者として登録処理して、記録管理を行っているが、このほか、納付書等の郵便物が送達不能となる等の契機で、戸別訪問等を行った結果、居所不明が判明したものについても、不在者登録処理を行っている。

この処理については、納付書等の郵便物が送達不能となった場合等の調査が必ずしも十分とは言えない場合があり、今後、事務処理の基準の統一化、明確化を図ることとしているが、このほか、不在者登録処理を行う必要のない者に対して、納付率引上げのために不在者登録処理を行ったものとして、

- ア. 60歳まで保険料を納付しても年金権が発生しない未納者である者を不在者としたもの
- イ. 保険料が長期間未納である者を不在者としたもの
- ウ. 外国人である保険料未納者を不在者としたもの
- エ. 免除・納付猶予・学生納付特例申請者で審査未了である者を不在者としたもの
- オ. 納付率引上げのために不在該当年月日を変更したものがあることが明らかとなった。

30事務局の132事務所で104,777件が行われたが、このうち、88事務所では事務所長も承知していた。また、3事務局では事務局長も承知していた。

## (J) 免除等の所得審査誤り

免除及び納付猶予の申請に係る所得の審査は、平成14年度から、原則として、機械審査（専用用紙に所得額や被扶養者の数等を転記して光学式文字読取装置（OCR）で読み取り、電算機で判定）となっている。

何らかの理由により、目視審査をした上で、判定結果を窓口装置から入力する事務処理を行う場合には、複数の者による審査内容の確認が行われなければならないが、チェック体制が不十分であった等のために、審査誤りが発生した。

37事務局の200事務所で、2,261件が発生した。これらは、担当者の審査誤りであるが、チェック体制が不十分であったために、見逃してしまったものであるから、事務所長には、管理上の責任がある。

また、事故防止のため、今後、OCR処理のみで行うことを徹底する。

### 3. その他

一連の調査の中では、上記のほか、次のような適切とは言えない事務処理が行われている事務所があることが判明した。

これらの事案については、本人から申請書が提出されているなど、処分の効力に直ちに影響が及ぶものではないが、事務処理の方法として適切とは言えないものであることから、今後、適切な事務処理を徹底するための措置を講ずることとする。

#### ① 申請区分などに記載漏れのある申請書について、承認手続を行ったもの

提出された申請書に記載漏れがあった場合には、当該記載漏れのある事項について、本人に確認を行うなど補正を行った上で、補正を行った事実を事蹟として残しておくことが適切なことから、今後は、通達によりそのような取扱いを徹底することとする。

#### ② 社会保険事務所で受理した申請書について、市町村に回付して所得証明を受ける前に入力処理を行ったが、その後、市町村の所得証明を受けた時点で、改めて入力処理をやり直したもの

入力処理の手順としては、市町村の所得証明を受けた後に行うことが適切であることから、今後は、通達によりそのような取扱いを徹底することとする。

#### ③ 所得未申告者（申告すべき所得がないこと等から税務申告を行っていない者）について、申請書に本人等からの所得申立書の添付がないまま免除又は猶予の承認手続を行ったもの

法令上は、市町村からの所得証明が得られない所得未申告者についての取扱いは規定されていない。これに関連する通知はなく、所得申立書の添付が事務連絡において記載されているが、今後は、所得未申告者に係る取扱いについて十分な徹底を図るため、通達の発出等の措置を講ずることとする。

#### ④ 失業を理由とする免除の申請書が提出され、承認手続を行ったものについて、「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」等の公的な書類により事実の確認を行った旨の事蹟が残されていないもの

「失業を事由とする申請免除に係る要件審査の取扱いについて」（平成15年3月31日庁保険発第16号社会保険庁運営部年金保険課長通知）において、失業を理由とした免除の申請があった場合には、失業の事実について、「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職者票」等の書類により離職の事実及び離職年月日を確認すればよいこととしており、実際に当該書類の写しの添付までは求めていない。しかしながら、当該書類により事実を確認したことの事蹟を残しておくことが適切なことから、今後は、通達によりそのような取扱いを徹底することとする。

### Ⅲ 今般の事案発生の構造的背景と再発防止策

#### 1. 今般の事案発生の構造的背景

平成16年8月以来、長官を本部長とする社会保険庁改革推進本部を設置し、また、内閣官房長官や厚生労働大臣の下の有識者会議、国会や与党など、各方面からの御指摘をいただきながら、社会保険庁改革を進めてきた。

今般の事案は、これまでに社会保険庁としても自ら認識し、また、外部からも指摘を受けてきた以下のような社会保険庁の構造的背景が要因となっており、これらを社会保険庁改革の中で是正しようとしている中で生じたものである。

##### (1) 事務局・事務所の問題

###### ① 法令遵守（コンプライアンス）意識等の不足

今般の事案発生の第一義的な要因としては、職員の法令遵守（コンプライアンス）意識の不足が挙げられる。今般の事案では、法令違反の認識が乏しい例が多く、本人の申請・請求に基づいて行う等の法律上の原則や、オンラインシステムのデータの保護の重要性等についての認識の不足が背景にある。

また、国民の共助の仕組みである社会保険については、国民一人一人に対して、制度の意義・役割を丁寧に説明し、その理解と納得があつて成り立つものであり、今般の事案は、こうした社会保険の基本についての認識不足も一因となっている。

###### ② 地方事務官制に由来する組織としての一体性とガバナンスの不足

社会保険事務所等の職員は、昭和22年の地方自治法制定以来、平成12年に至るまで、国が任命する国家公務員であるが都道府県知事が指揮監督するという地方事務官であった。このため、各都道府県ごとに閉鎖的な人事が行われ、一体性に欠いた組織であったところであり、こうした組織体質が、平成12年以降も十分に解消されずにガバナンスの不足した組織であったことが、今般の事案の背景にある。

### ③ 独自の判断による事務処理を行う組織風土

今般の事案は、事務所長に相談しないで職員が独断で行った例、事務局に相談しないで事務所が独断で行った例、本庁に相談しないで事務局が独断で行った例、さらには上司や上位組織から行わないようにと指示されながらも実施してしまった例など、独自の判断で独自の事務処理を行う中で、法令等に定める手続を逸脱したものであり、独自の判断による事務処理を認めてきた組織風土が背景にある。

## (2) 本庁の問題

### ① 業務の標準化・統一化が不十分

本庁は、業務運営の枠組みは定めるが、細部は各都道府県事務局ごとの裁量に委ねがちであり、執行状況の把握も不十分であった。また、これまで十分な業務マニュアルが無く、現場からの問い合わせにも回答が遅かったり、応答事例の蓄積・整理がなされていないという状況もあり、今回の事案発生の背景となっている。

これらは、地方事務官制に由来する問題であるが、平成12年以降もこうした組織としての一体性やガバナンスを確保するための取組が遅れたことに問題がある。

### ② チェックシステムの不備

現在の社会保険庁の事務処理においては、適用・徴収・給付・相談等の業務の多くは、社会保険オンラインシステムにおいて行われているが、現行のシステムにおいては、処理権限の特定化や入力監視を十分に行えるシステムになっていない。

また、監査部門も、違反を摘発する監察よりも、指導のチェックポイントに従って行う指導に重点が置かれていた。

さらには、現在のチェックシステムは、個人が行う不正を組織内で相互牽制することを想定したものであり、今回のように組織的に行ったものには有効に機能しなかった。

### ③ 本庁によるガバナンス体制の不足

社会保険庁の組織は、約300名の本庁内部部局、約600名の社会保険業務センター、47カ所約3,700名の社会保険事務局、312カ所約1万2,800名の社会保険事務所となっている。全国統一的な業務企画、業務管理を行うべき中央組織（本庁内部部局）が小さい一方、中間組織（社会保険事務局）が大きく、ばらばらに業務企画、業務管理を行っている偏った構造となっている。

ガバナンスを図る上での体制が不十分である上、ガバナンスを確保するために必要な組織内での業務執行ルールが徹底されていなかったことから、今般の事案では、



地方での不適正な事務処理について本庁が早期に把握できる可能性のあった端緒情報が、本庁の担当者レベルでとどまり、幹部職員や他の職員へ共有されず、その結果、的確な判断を下して未然防止や拡大防止を図ることができなかった。

#### ④ 人事政策と人材教育の不足

事務所長に大きな執行権限を与えているにもかかわらず、これまで、十分な能力と識見、リーダーシップを持つ人材の育成と登用ができていなかった。また、事務局長等の事務局幹部職員についても、組織・業務の管理能力が不足する者があったと言わざるを得ない。

このような中で、地道な取組を効果的に行い、納付率の向上を実現した事務局・事務所もある一方で、幹部職員が安易に不適正な事務処理を主導した事務局・事務所が明らかとなったところであり、地方の幹部職員の能力と識見、リーダーシップにより、大きな差異が生じている。

また、これまでの社会保険事務所では、厚生年金・政管健保の運営に重点が置かれ、現在の社会保険事務所長の中には、国民年金の業務に直接携わった経験が無く、担当職員に任せがちという所長もあり、所長が知らされることなく、又は事後的な了解により、国民年金担当課長等の下で不適正な事務処理が行われた事務所も散見された。

なお、不適正な事務処理を行わなかった事務所の中には、そもそも収納対策に積極的に取り組まなかった事務所もあり、事案が発生しなかったことのみをもって評価されるものでもない。

また、これまで、人事ローテーションや昇格と合わせたきめ細かな研修等の人材育成の体系が無く、制度の法的な意義や適正な手続とともに、電磁的記録の重要性や取扱いについて職員に徹底する研修も不十分であった。

## 2. 再発防止策

平成16年8月以来の社会保険庁改革により、130項目の改革プログラムを進めつつあったが、その途上において、今回の事案は発生した。

もとより、改革プログラムに基づく社会保険オンラインシステムの刷新、業務マニュアルの策定、業務の標準化、監査体制の強化、コンプライアンスやガバナンスの強化などの取組が完成に至っていれば、このような事案の発生は回避できたと考えられるところであり、今後、今般の事案発生も踏まえた上で、こうした業務改革や職員の意識改革を更に進めていくことが必要である。

具体的には、

- ①法令に基づいて業務を行う「法令遵守の意識の徹底」
  - ②統一的で詳細な業務マニュアルや情報共有のシステム等を整備し、事務局・事務所が独自の判断による事務処理を行わないようにする「業務の標準化・統一化の徹底」
  - ③異常な入力記録について監視するためのシステムの開発、免除等申請書の入力等の共同事務センターへの完全集約（受付と入力処理の分離）、窓口装置からの直接入力の原則禁止など「事務処理のシステム的なチェック機能の整備」
  - ④外部人材の登用、不適正処理の是正を重視する監察方式の実施など「監察部門の機能強化」
  - ⑤地方社会保険事務局のブロック化や本庁の体制強化など「ガバナンスを強化するための組織改革」
  - ⑥地方組織の幹部職員に有能な職員を育成・選抜して広域人事で登用する「能力重視の広域人事等の断行」
- 等の対策を速やかに講じ、今般のような事案が二度と生じないようにする。

## (1) 法令遵守（コンプライアンス）の意識の徹底

### ① これまでの取組

職員の法令遵守の意識の徹底については、これまでの社会保険庁における不祥事案の発生等を受けて、次のような対策を講じてきた。

ア. 法令遵守委員会の設置（平成16年10月～）

イ. 内部通報制度の実施（同上）

ウ. 全職員に毎年1回以上の法令遵守研修の受講の義務づけ（公務員倫理、個人情報保護等）（平成17年2月～）

エ. 庁内各組織ごとの法令遵守推進者の設置（同上）

### ② 今後の取組

今般の事案にかんがみ、以下のような実効性のある取組を進めていく。

ア. 外部（職員以外の者）からの法令違反通報窓口の設置（平成18年6月14日～）

イ. 本庁に置かれた法令遵守委員会の調査範囲の拡大（外部からの通報、事件・事故・事務処理誤り等）（7月1日～）

ウ. 各地方社会保険事務局への法令遵守委員会の設置（同上）

エ. 社会保険大学校におけるすべての職務階層別研修や業務別研修、各社会保険事務局及び社会保険事務所で行う研修において、職員一人一人に対し、社会保険の業務の基本は何かということを改めて徹底させつつ、公務員倫理等の一般的な法令遵守のみならず、社会保険業務に即したきめ細やかな法令遵守研修の充実を図る。

## (2) 業務の標準化・統一化の徹底

### ① これまでの取組

社会保険庁の改革プログラムにおいて、業務の標準化・統一化を推進することとしており、各種様式類の統一化、業務全般のマニュアル整備に着手し、平成18年10月から、基本的な業務マニュアルの運用を開始する予定で作業を進めてきたところである。

### ② 今後の取組

今後、さらに、現場からの積極的な意見や提案を求めながら、業務の標準化・統一化を図る以下の取組を迅速に進める。

ア. 業務マニュアルの精緻化や改良を進めるとともに、全職員が随時、検索や閲覧ができる情報システム化を進め、各事務所ごとに異なっている事務処理方法の全国標準化・統一化を徹底する。

イ. 現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合には、本庁に協議する方式とし、現場独自の裁量の余地をできる限り小さくしていく。

ウ. 各種の国民向けのパンフレット、チラシ等についても、全国統一化を図るとともに、地方独自の作成が必要な場合の本庁によるチェック体制を整備する。

エ. 社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程を廃止し、全国統一的な事務処理規程を速やかに策定し、実施する。

オ. 本人確認の方法や在り方について検討した上で、インターネットや電話による申請の受付など、被保険者の利便性に考慮した新しい事務処理方式による申請について検討する。

## (3) 事務処理のシステムの的なチェック機能の整備

### ① これまでの取組

社会保険オンラインシステムについては、平成16年度に刷新可能性調査を行い、平成17年度末に、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」をとりまとめ、平成18年度から22年度までの5か年をかけて、基礎年金番号管理システム及び記録管理システムの全面的な刷新を行うこととし、平成18年度は、その準備工程及び基本設計の工程の段階にある。

刷新システムは、平成22年度末の稼働予定であり、その段階では、次のようなシステムとすることとしている。

ア. 入力業務は集約事務センターに集中する。

イ. スキャナー装置等により仮入力した上で、決裁権限を有する者のみが決裁入力を行えることとし、決裁権限についてもリスクに応じて設定する。

ウ. 監察部門への調査・分析データの提供を可能とするシステムとする。

## ② 今後の取組

- ア. 社会保険オンラインシステムの刷新には5年を要することから、コスト面にも留意しつつ、現行システムにおいても、入力処理履歴から社会保険事務所ごとの特定の入力記録を抽出し、統計的に整理し、異常な数値について監視できるようにするためのシステムを早急に開発し、チェックを行う。
- イ. 国民年金の免除等の申請書の入力等については、早期に、共同事務センターへの集約化を図り、受付と入力処理の分離を進めるとともに、OCR（光学式文字読取装置）による処理の必須化と、窓口装置からの直接入力の原則禁止を図り、今般の事案のような不適正処理が行えないようにする。

## (4) 監察部門の機能強化

### ① これまでの取組

社会保険庁の業務監察部門は、本庁総務部サービス推進課社会保険指導室と、各社会保険事務局に置かれた地方社会保険監察官であるが、これまで、違反を摘発する監察よりも、指導のチェックポイントに従って行う指導に重点が置かれていた。

また、地方社会保険監察官は、各都道府県事務局ごとにその職員の中から任命されていることから、十分なチェック機能を果たしづらい面がある。

このため、これまでの社会保険庁改革では、まず、会計監査を強化するため、平成17年1月に、本庁経理課に監査指導室を新設し、専任の会計監査官を置くとともに、監査指導室長には厚生労働本省の出身の人材を配置した。

また、平成20年10月からの年金新組織では、特別監査官及び特別監査官補佐を置いて、外部の専門人材を登用して、独立性の高い監査部門を設けることとした。

### ② 今後の取組

- ア. 外部の専門人材を登用した特別監査官及び特別監査官補佐を、先行して、平成18年度中に設置する。
- イ. 地方社会保険監察官を、平成18年10月を目途に、本庁併任とした上でブロック単位に集約するとともに、地方社会保険監察官は、それまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監察を行う仕組みとする。
- ウ. あらかじめ予告しない監査など緊張感のある監査を行うことを含め、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した監査実施方式への転換を図る。